



Title	満州開拓と北海道農法
Author(s)	玉, 真之介; TAMA, Shinnosuke
Citation	北海道大学農経論叢, 41, 1-22
Issue Date	1985-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10988">https://hdl.handle.net/2115/10988</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	41_p1-22.pdf



# 満州開拓と北海道農法

玉 真之介

## 目 次

I. はじめに——課題と視角——	1
II. 満州移民政策の旋回と営農問題	3
1. 満州農業移民の国策化と日中戦争	3
2. 大量移民政策と営農問題	6
III. 開拓農業実験場と北海道農法をめぐる論争	9
1. 北海道農法導入の経緯	9
2. 北海道農法をめぐる論争	11
3. 開拓農業実験場と北学田開拓団の成果	13
IV. 北海道農法の組織的普及	15
1. 「改良農法」の普及奨励施策	15
2. 「改良農法」普及の程度	17
V. おわりに	20

## I. はじめに——課題と視角——

旧「満州」（現中国東北部，以下ただ満州と略記する）における日本人移民農家の営農方針に北海道農法の採用が決定され，積極的普及が開始されたのは昭和16年のことである。本稿は，このような満州への北海道農法の導入が，なぜ，どのようにしてなされたのかを検討することを課題としている。

われわれはすでに二つの別稿<sup>1)</sup>において，昭和13年の開拓70年の頃，全国的な関心が北海道農業へ集まる北海道側での状況について検討をおこなった。しかしそこでも指摘しておいたように，その決定的な契機は満州開拓にほかならなかったのである。このことが大変よく判るのは，次の「日本における農業経営研究の生いたち」という座談会における岩片磯雄氏の発言であ

---

1) 玉真之介・坂下明彦「北海道農法の成立過程」桑原真人編『北海道の研究』第6巻，清文堂，1983，拙稿「開拓七〇年の北海道農業」湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社，1984。

る。

「私が宇都宮へ行って間もなく農林省は日滿農政研究会というのを組織しまして（昭和14年）、専門委員は農経の人なのだけれども、あれには大勢技術関係の人なんか顧問格ではいってアドバイスして下さったわけです。その中でだんだんつめていって北海道農法に問題がいくわけです。それで北海道農業の研究をしないといけないということになった」<sup>2)</sup>

この日滿農政研究会とは、昭和14年に日滿農政一体化の提唱に応じて第一線の官吏、研究者、技術者を結集して組織されたもので、農経関係では那須皓、橋本伝左エ門、高岡熊雄の大御所に加え、東畑精一、近藤康男、大谷省三、岩片磯雄、神谷慶治、篠原泰三、川俣浩太郎等が専門委員であって、日本側幹事はほかでもない和田博雄と近藤康男であった。そしてここで研究されたのは、日滿双方における食糧需給と適正規模、そして農業技術（農法）等である。つまり、当初は農村過剰人口処理が意図された滿州農業移民であったが、ここでは戦時下における労働力不足と食糧増産というアンチノミー克服のため、農法の高度化と適正規模化による労働生産性の高い自立経営の創設が問題にされていたのである。そしてこの意味において滿州への北海道農法の導入という試みは、言わば農業技術（農法）の高度化が遅れた農業構造の変革にどの程度の有効性をもつかというテーマの純粹培養に近い「実験」ともいうべきものだったのである。

岩片氏が先の座談会で、そこでの研究を戦後の経営研究につながる蓄積の一つに挙げているのも当然である。否むしろ、高度成長期の新産業都市や東京オリンピックのプランナーが滿州都市計画者達であったように、<sup>3)</sup>農業基本法に体现される戦後の近代化農政の一原点として滿州開拓を捉え返す必要を私は感じる。本稿もこのような問題意識を持ちつつ、とりあえずはその序論的な意味において、滿州への北海道農法の導入を日中戦争開始以降の滿州移民政策の推転の中に位置づけることに考察の中心を置くことにする。それというのも、滿州移民に関する従来の研究はその悲惨な結末とも係わって、専ら昭和恐慌期に関東軍と加藤寛治等狂信的グループによって進められた排

2) 【農業経営研究】22-1, 1984, 52頁。

3) この植民地経営の本国への還流という視角については持田信樹「後藤新平と震災復興事業」【社会科学研究】35-2, 1983が示唆深い。

外的武装移民の性格の検出に中心が置かれ、それが日中戦争開始以降に開拓政策へと推転することによる性格変化にはかならずしも十分な位置づけが与えられてきていない。<sup>4)</sup>そのため、北海道農法の導入が開拓政策と開拓民の営農に与えた影響についても充分検討されることなく、結果的に太平洋戦争下にも毎年1万戸を越える移民がなぜ可能だったかという点にも説得力を欠くものとなっていると思われるのである。

しかし満州をめぐるのは、資料上の制約も多く、また評価のむづかしい問題も多い。それゆえ本稿も多くの不適切な記述や誤りまでも含むと思われるが、読者諸賢の厳しい批判と叱正を期待して未熟な研究の一里塚としたい。

## Ⅱ. 満州移民政策の旋回と営農問題

### 1. 満州農業移民の国策化と日中戦争

満州農業移民史にとって決定的ともいえる事件は、ほかでもない昭和11年の2.26事件である。これにより政府部内で最も強固に満州移民に反対していた高橋是清が死亡し、かつ政治路線そのものが軍部主導の方向へ大きくねじ曲げられることになった。この情勢に、それまでの試験移民に替わる大量移民の方策を練りつつあった関東軍は決起し、5月には「満州農業移民百万戸移住計画(案)」を策定してその国策化を政府に迫った。そしてついに8月、広田内閣によって20ヶ年百万戸移民計画が七大重要国策の一つに位置づけられることになったのである。<sup>5)</sup>

満州農業移民が日本農業史上無視できないものとして登場してくるのはこの段階からである。というのも、それまでの試験移民はその名の通り拓務省と内原グループ(加藤寛治、那須皓、橋本伝左エ門、石黒忠篤等)が関東軍

---

4) 満州移民史については、安藤彦太郎「戦前の満州経営論と日本移民」『早稲田政治経済学雑誌』171, 1961, 山田豪一「満州における反満抗日運動と農業移民」『歴史評論』1962年4, 5, 6, 7月号等により緒につき、1970年代に入って浅田喬二氏を中心とする満州移民史研究会によって体系的に進められ、『日本帝国主義下の満州移民』龍溪書舎、1976に集体成されている。満州移民史研究会メンバーの研究は、この意味で満州移民史研究にとっては画期的なものだが、問題点がないわけではない。そうした研究史とその問題については正田健一郎「日本資本主義と移民」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、1984参照。

5) 満州開拓史刊行会『満州開拓史』(復刊)全国拓友協議会、1980、174頁以下。

の力を背景に実行してきたものにすぎず、未だ国策でも農業政策でもなかった。5ヶ年の実績もトータルで3千戸ほどであり、その間農林省は無関心で、帝国農会などは冷静を呼びかけていたほどであった。それがこの年急転直下最重要国策の一つとなり、第1期5ヶ年10万戸、初年度（昭和12年）6千戸が決定されたのである。この年の10月農林省があわてて視察団を満州へ送っているところにもその頭突性はあらわれているが、ともかくそれは国内的にも農林省が進めてきた経済更生運動の一部に分村計画として組み込まれることになり、ようやく農政の一角を占めるものとなるのである<sup>6)</sup>（表1参照）。

ただし、国策化したとはいえ、それはあくまで関東軍が「満州国」の国防と治安のために立案したものである以上、そもそも多くの非現実性と矛盾を内包していたことはいうまでもない。しかしそれを初年度から一気に噴出させ、早々と移民政策全般の再検討を開始させる契機となったのは、昭和12年7月に始まる日中戦争であった。というのも、一挙に増大した移民団のための用地確保に満州拓殖公社（昭和10年満州拓殖株式会社として設立、昭和12年満州拓殖公社へ改組。以下満拓公社と略す）が既墾地を含む略奪的「買収」を全満で展開している中での戦争勃発であったから、それは「満州国」の「五族協和」「王道楽土」といったスローガンの欺瞞性や日本帝国主義の侵略と土地略奪の本質を象徴するものとして、国共合作を果たした中国側格好の宣伝攻撃目標となり、それがまた人口の8割を中国人が占める「満州国」の治安を動揺させずにはおかなかったからである。<sup>7)</sup>もとより欺瞞とはいえ、それ

表1 満州農業移民実績

単位：戸

年	入植戸数	1年平均	累計戸数
昭和7～11年	3,106	621	3,106
昭和12～16年	42,635	8,527	45,741
昭和17～20年	46,498	11,374	* 102,230

注：浅田喬二「満州農業移民の富農化・地主化状況」『駒沢大学経済学論集』8巻3号、1976、  
 なお、原資料は、\*は大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（発行年不明）、昭和12～16年までは満州国通信社編『満州開拓年鑑（昭和19年）』昭和19年。昭和17～20年の数字は逆算。ただし、太平洋戦争期の移民の大半は「義勇隊開拓団」であった。

6) 前掲『日本帝国主義下の満州移民』第3章、五を参照。

7) 前掲『満州開拓史』、338頁以下。

はカイライ政権にとっては自己正当化の根底を突かれたものであるだけに無視しえないものであった。戦争が当初の予定を裏切って長期化必至となれば尚更のことである。また、戦争勃発は食糧確保の意味で産業政策上での農業政策の位置づけにも大きな修正を加えるものであった。<sup>8)</sup> こうして関東軍は改めて移民政策全般を、「満州国」の大義名分に見合う正当化のためにも、また農業政策上からも再検討を迫られたのである。

そしてその再検討の結果が昭和14年12月の「満州開拓政策基本要綱」（以下「基本要綱」と略す）であることはいうまでもない。すなわち、そこでは[資料]にあるように、基本方針として新たに開拓政策が押し出され、日本

[資料] **満州開拓政策基本要綱**（抜粋）

第一 基本方針

満州開拓政策は日満両国の一体的重要国策として東亜新秩序建設の為の道義的新大陸政策の拠点を培養確立することを目途とし特に日本内地人開拓農民を中核として各種開拓民並に原住民等の調和を図り日滿不可分関係の鞏化、民族協和の達成、国防力の増強及産業の振興を期し兼て農村の更生発展に資するを以て目的とす。

第二 基本要綱

(一～四略)

五. 開拓民の移住に付ては各種開拓民の按配を適切ならしめ日本内地人開拓民は差当り原則として北滿方面を主とする外全滿に於ける交通、産業開発上の重要拠点に定着せしむるも理想としては広く分布し各地に於ける民族協和の中核的分子たらしむることを期す。

尚朝鮮人的開拓民の移住、在滿朝鮮人の安定、原住民の転住及其の国内開拓移動に付更に積極的な助成輔導の方途を講ず。

六. 開拓用地の整備、利用開発、配分等に関しては概ね左の要領に依る。

(1) 開拓用地の整備に関しては原則として未利用地開発主義に依り之

---

8) 昭和11年の第一次産業開発五ヶ年計画においては、いわゆる現地調弁主義によって、農業政策も特殊農産物の増産中心であったが、日中戦争勃発に伴う「修正計画」の結果、国内治安対策上から普通作物も積極的増産がめざされる。近藤康男『満州農業経済論』日本評論社、1942、79頁以下参照。

を国営とす。

右の開拓用地は之を国家に於て管理し其方法に付ては適宜有効適切な措置を講ずるものとす。

((2)(3)略)

七. 開拓民の農業経営に就ては開拓地の自然的経済条件を考慮し之に即応する営農形態に拠らしめ大陸新農法の積極的創成を目的とす。

(八以下略)

注：喜多一雄『満州開拓論』明文堂，1944，257～8頁。下線は引用者。

人移民はその実行と「民族協和」のための中核として位置づけ直されたのである。人口問題、農村問題の解決が二の次にされ、道義性と協和が強調されざる得ないところにこの段階の満州移民を取り巻く政治情勢が端的に示されている。移民の用語が全廃され開拓に統一されたのも、移民用地確保に未利用地開発主義・国営が打ち出されたのも、原住農民との関係を考慮しての修正といえる。そして同様の意味で新たな基本方針と不可分に関係するのが、開拓民の営農形態として「大陸新農法の積極的創成を目的とす」という方向が打ち出された点である。ここに念頭に置かれていたものこそ北海道農法の導入であったが、なぜそれが登場してこざるを得なかったかの理解のためには、その前提として移民政策再検討の過程で深刻化していった移民農家の営農問題が検討されねばならない。

## 2. 大量移民政策と営農問題

満州における移民農家の営農を最初に成文化したのは、拓務省東亜局「北満における移民の経営標準案」(昭和11年5月)である。これは百万戸移住計画の付帯文書として作成されたもので、耕作地10町歩、「自家労力ヲ主トシ、自給自足ヲ原則トスル自作農経営」<sup>9)</sup>という基本方針が示された点で画期的なものである。しかし、それは確かに零細農耕と地主的土地所有という内地農業のアンチテーゼではあっても、その理念を裏づける農法の規定を欠くという点で決定的な欠陥をもつものであった。ここに理念とは裏腹に、10町歩を与えられても耕作できないという問題が起ってきたのである。

---

9) 拓務省東亜局「北満に於ける移民の経営標準案」1936、「四、移民の営農方針(外)

そうした状態を満鉄調査部『満州農業移民概説』（昭和14年）で見ると、「昭和十二年度に於て集団移民，自由移民及自警村移民を総括し個人及共同経営者合計三千四百戸，経営面積一万三千六百町歩にして，一戸当平均経営面積僅かに三町七反歩に過ぎず残余の六町三反歩は満鮮人原住民に小作せしめつつある現状」（14頁）であり，「従って移民地区内の原住民は一部の地主を除く他殆んど移住することなく却って多くの農業労働者が来住するに至ったことは各移住地区に見聞するところだ」（15頁）だったのである。

このように状態は，そもそも満州移民の理念からの逸脱であることはもちろん，それ以上に原住民との間で軋轢・対立を生み出す要因として日中戦争開始の後には看過しえないものとなったのであった。しかしこの状態を改善しようとしても，そこに物理的障害として存在していたのだが，移民農家が結局採用せざるを得なかった満州における在来農法の性格であった。というのも，それは犁杖（リージャン）という畜力農具を用いて春季の乾燥には土壤水分の保持，雨期には排水の役目を果す高畦耕作を特徴としており，結果的に除草に関しては全面的に手労働に依存するものであった。つまりそれは北満の自然条件と共に，少数の大土地所有者と移動性をもつ無数の雇用労働者群という北満の特異な農村社会構造を条件として形作られてきたものであって，独立自営といった営農理念とはそもそも相反するものだったのである。<sup>10)</sup>

この点，昭和8年入植の第2次千振開拓団を例により具体的に見てみよう。すなわち，表2のように10町歩耕作を達成した優良農家の場合でも，「耕作

表2 雇傭労働依存の状態

単位：日，円，%

年	家族労働力	雇傭労働力				合計	労銀支払額	経営費中の割合
		年雇	日雇	訓練生	計			
昭和12年	187.0	169.3	211.9	110.2	491.4	678.4	384.91	47.8
	(27.2)	(25.6)	(31.5)	(15.7)	(72.8)	(100)		
昭和13年	299.1	187.6	416.9	3.5	608.0	907.0	706.24	49.2
	(33.4)	(21.5)	(44.7)	(0.4)	(66.6)	(100)		

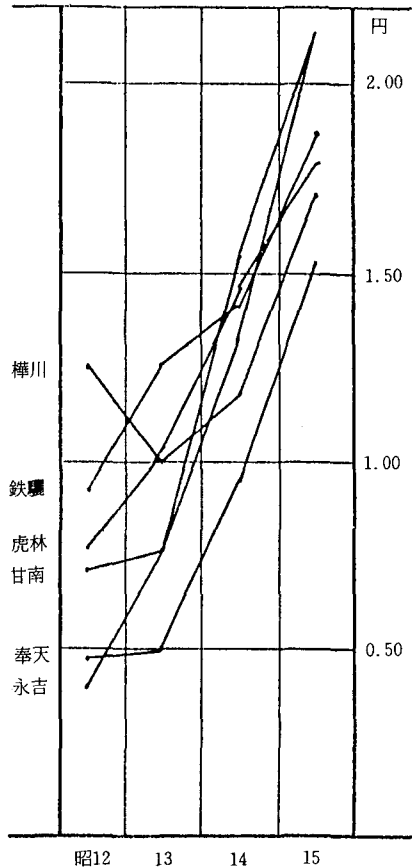
注：1. 昭和12年度，耕作面積9.66町（4戸平均），昭和13年度，11.62町（9戸平均）

2. 満州拓植公社『開拓地農家経済調査成績書』昭和14年より。

10) 以上のような在来農法と北満の農村構造の関連については，近藤康男前掲書，第3章1節参照。

面積ニ於テ前年度9.66町（四戸平均）ヨリ，11.62町（9戸平均）ヘト約二町歩ノ拡大ガ行ハレタガ，ソレハ未ダ雇傭勞力ニ著シク依存スル在来農法デアリ，面積ノ拡張モ雇傭勞力ノヨリ高度ナル使用ニヨツテ達成セラレタコトヲ知ル。」<sup>11)</sup>更に「総労働日数中ニ占ムル家族労働ノ割合ハ，4年度（昭和12年……玉）27.2%ヨリ33.4%ニ増加シ，雇傭労働ヨリノ脱却ノ為ニ農家が如何ニ自家労働ヲ強化シ来タツカガ察知セレル。然シ乍ラソノ支払勞銀総額ハ706.24円トナリ，経営費中最大ノ費目デアルバカリデ無ク実ニ49.2%ニ達シ，在来農法ノ持ツ宿命的ナ性格ヲ如実ニ物語ルモノト云ハレナケレバナラナイ」<sup>12)</sup>のである。

そしてこれに加えて移民農家の営農を一層悪化されたものは，日中戦争後の雇用労働力不足による労賃の高騰であった。それは中国との交戦状態から中国からの労働者の流入が著しく減少したからであると共に，また一方では昭和11年の満州産業開発五ヶ年計画（昭和12年修正）にはじまる満州での重化学工業に労働者が急激に吸収されたからでもあった。喜多一雄『満州開拓論』（昭和19年）によれば，それは図1のような状態であり，その結果在来農法による限り，「農業収支の不引合を来たす



注：1. 喜多一雄『満州開拓論』  
明文堂，1944，451頁。  
2. 給食せる場合の現銀労賃

図1 農業労賃（日工）比較表

11), 12) 満州拓殖公社『開拓地農家経済調査成績書』1941，3頁。

か、或いは農耕を縮小するか、何れかの様相を招来する以外に途がない」(451頁)こととなり、また未利用地開発主義により「最近の如く極度の未開地に入植地が選ばれる場合には、労銀の大小と問わず、全く雇傭労働力の入手が困難なる」(450頁)に至ったのである。

「従ってここに当然営農標準案の改正が要請せられ、従来の如き技術的水準を満州在来農法に準拠せずして革新的なる新農法の樹立」<sup>13)</sup>の必要はすでに各方面から唱えられるに至った。それは新たに開拓政策が前面に押し出され、その中核に日本人移民農家が位置づけられるとすれば不可欠の前提をなすものである。そしてその新農法として選ばれたものこそ北海道農法にほかならなかったのである。

### Ⅲ. 開拓農業実験場と北海道農法をめぐる論争

#### 1. 北海道農法導入の経緯

北海道農法の満州導入が初めて提起されたのは、昭和13年のことであって決して古いことではない。すでにその前年の12年、満州移住協会と農村更生協会は満州農業移民の師表として北海道農業に注目し、大掛りな調査を行っていたが、<sup>14)</sup>この年には満拓公社が北海道農会幹事小森健治と篤農家三谷正太郎の二人に3ヶ月間にわたる北満農業経営調査を依頼した。その結果小森がその報告書『北満の営農』(昭和13年11月)において、満州在来農法を営農問題の元凶として痛烈に批判し、北海道農法の採用を提唱したのである。<sup>15)</sup>一方、やはり前年に北海道拓殖実習場長から奉天農大教授となっていた松野伝も、この年「北満開拓地に対する北海道農業の新使命」<sup>16)</sup>という論文上で、在来農法の部分的長所を生かした上で北海道農法の採用が有効であると、更に「北海道より優秀な農家を実際に招き、之が実際経営を見せし

---

13) 満鉄調査部『満州農業移民概説』1939, 16頁。しかも、昭和15年にバストセラーとなる島木健作『満州紀行』が、この満州における営農問題の深刻さを日本国内に広める役割を果たしたのであった。

14) 農村更生協会『北海道調査報告』1937参照。

15) 安孫子孝次・小森健治『北方農業の経営』北方文化出版社, 1942, 476頁以下。

16) 奉天農大『興農』6号, 1938, 後に松野伝『満州開拓と北海道農業』生活社, 1941, 所収。

め<sup>17)</sup>ることを提案していた。

これらが契機となって、この年の暮には満拓公社が三谷正太郎(石狩琴似)、小田保太郎(根室標津)の2戸の農家を囑託身分で第1次弥栄村と第3次瑞穂村へ実験農家として入植させることを決め、翌14年には耕作が開始されることになった。このような実験農家招致というやり方は、ちょうど15年前の大正12年北海道庁(宮尾舜治長官)が酪農を導入するためデンマーク・ドイツから模範農家を招聘した方式の再版であった。そして14年5月には、新たに独立した開拓総局の事業として開拓農業実験場の設置が決定された。これは表3のように、北満の10ヶ所に指導実験農家1名とその囲りに10数戸の実

表3 開拓農業実験場設置計画

省名	県名	開拓団	標準経営面積	経営形態	入植予定戸数	
					指導農家	実験農家
三江	樺川	第1次弥栄	畑 10 町	混同農業	1	—
三江	鶴立	第6次熊本	水田4町・畑2町	水田主体農業	1	9
東安	密山	第4次哈達河	畑 10 町	混同農業	1	15
牡丹江	寧安	第8次樺林	畑 12 町	〃	1	15
吉林	舒蘭	集合水曲柳	畑 10 町	〃	1	19
滨江	ハルビン市	訓練所	畑 10 町	〃	1	3
北安	通北	県直轄通北	畑 12 町	〃	1	29
北安	緩棧	第7次王荣廟	畑 10 町	〃	1	23
竜江	訥河	第7次北学田	畑 15 町	主畜農業	1	15
竜江	甘南	第8次阿倫河	畑 15 町	〃	1	5
計	—	—	—	—	10	133

注：開拓総局『開拓農業実験場について』昭和15年7月。

験農家を北海道から招き、北海道農法による実際経営を行なわせるものである。むろんこれに、「基本要綱」現地案作成の過程で問題化した「大陸新農法」として北海道農法が適合するかどうかを検証する意図が含まれていたことはいうまでもない。このために開拓総局へは松野伝が移り、7月には拓殖委員会稲垣征夫、安井拓務局長が渡道して実験農家2百戸招致について北海道庁

17) 松野伝前掲書、138頁。

との間に了解をとりつけ、<sup>18)</sup>また実験場の直接的責任者として北海道庁殖民課安田泰次郎も開拓総局へ移った。そして昭和15年3月には、7戸の指導実験農家も含む59戸の入植となったのである。<sup>19)</sup>

## 2. 北海道農法をめぐる論争

ところで問題の北海道農法とは、いかなるもにとして捉えられていたのだろうか。それは「プラオ、ハロー等の畜力用農具による耕種法の採用と、北方寒地帯に合理的な有畜農業」<sup>20)</sup>とまとめられている。つまり具体的には、プラオによる完全耕起とハローによる整地及び雑草根の除草（除草ハロー）、そしてカルチベーターによる畜力除草等を通じたの労働力の節約と季節配分、また3～5頭の乳牛飼養による堆肥増産・肥料自給化、そしてこの雇用労働と購入肥料の排除による経営安定化と乳製品による栄養の改善、という総合的なものであった。それは、北海道農業が明治末以来のプラオ耕の上に第1次大戦後の地力問題克服の努力によって到達した自営小農的な体系性を備えており、当時の北海道農業の躍進を条件づけていたものであった。<sup>21)</sup>その意味で北海道農法が、満州における営農問題に対して一定の有効性を持つと考えることは、自然だったといえる。しかしそれは決して当初から歓迎されたのではなく、適否をめぐる激しい論争を伴っていたのである。

その第1は、加藤寛治、橋本伝左エ門等から加えられたイデオロギー的な批判である。昭和14年8月、「基本要綱」案が審議された臨時満州開拓民審議会において、橋本伝左エ門が「大陸新農法」という表現はアメリカ的大農法を連想させて不適切であると強く抗議したのは、その最初であった。<sup>22)</sup>しかし直接北海道農法をめぐる激しい議論がなされたのは昭和15年7月の日

18) この過程は決してスムーズでなく、若干の右よ曲折があった。詳しくは前掲『満州開拓史』421頁。

19) 以上の満州への北海道農業導入の経緯は、安孫子・小森前掲書、松野伝前掲書、松野伝『満州と北海道農法』北海道農会、1943、前掲『満州開拓史』、須田政美「旧北満開拓地の営農問題と北海道農法について」（未定稿）に詳しい。なお、須田稿には本論文全体を通じて多くの示唆を得ている。

20) 開拓総局『開拓農業実験場について』1940、4頁。

21) 玉真之介・坂下明彦前掲稿参照。ただしそれは小農論的な意味であって、農法論的には畜耕手刈という未完成なものであった。その点は崎浦誠治『農業生産力構造論』養賢堂、1958参照。

22) 前掲『満州開拓史』419頁。

満農政研究会第2回総会である。すなわち、ここで加藤寛治は北海道の農民を「利益を中心に動き回る」<sup>23)</sup>と決めつけ、「民族協和、日滿不可分の大きな理想を振り翳して移民をやろうやろうと言うのに、そういう風な方面では一方に利益を中心として動く者をどんどん入れる事は考えねばならぬ」<sup>24)</sup>と開拓農業実験場を批判した。つまり加藤にとっては営農問題や農法の適合性云々ではなく、北海道農法の導入が自らが先頭に立って進めてきた民族的使命感に基づく移民を経済的インセンティブに基づく自由主義的なものへ変質させることを恐れ、感情的になって批判したのであった。<sup>25)</sup>加藤に言わせれば、「万が一に馬がなくても鍬鎌で何処に投げ出されても決して、満人農民にも朝鮮人農民にも敗けない農民」<sup>26)</sup>こそが満州開拓の根本なのであって、そうした立場からするときこのような学者・技術者の研究会自体、アカデミックで非実践的で我慢ならなかったのである。それゆえ、北海道農法の問題に限らず、この総会における討論の半ばは加藤が報告者に感情的にかみつくものだったのである。

しかし極少数の試験移民期ならいざしらず、今や国策として1年に1万戸を越える移民が未墾地中心に入植してゆくこの段階にあっては、加藤の精神主義だけで計画が実現されるはずもないことは誰の目にも明らかであった。「北海道農法と云うものが或いはその儘でなくとも、それに相当の改良を加へて適用し得られるものと致しますれば、私はこれをその成功の暁には満州の農業の一つの大きな革新であると思うのであります」<sup>27)</sup>という前農産課長間部彰の発言には、その意味で国家官僚ならではの合理的姿勢と共に、この総会参加者の大方の意見が代表されていたと思われる。中国との戦争の長期化に促迫されて登場した開拓政策は少くとも、そうした合理的、近代主義的

23), 24) 日満農政研究会新京事務局『日満農政研究会第二回総会速記録』1940, 104頁。

25) この点で確かに、開拓農業実験場の責任者安田泰次郎は「其処にはどうしても満州に移住して自らの努力により『よりよき生活』が確保され、経済的安定を得られる見通しがなければならぬ」(「北滿開拓地農業経営の新動向」『帝国農會報』31-4, 1941)という佐藤昌介以来、北大に伝統的な自由主義的移民論を展開していた。なお、北大の満州への係わり方については、長岡新吉「北大における滿蒙研究」『北大百年史』(通説)、ぎょうせい、1982を参照。

26) 前掲『日満農政研究会第二回総会速記録』156頁。

27) 同上, 154頁。

性格を備えないでは進め得ないものだったのである。

### 3. 開拓農業実験場と北学田開拓団の成果

一方これとは別に、公主嶺農事試験場はじめ古くから在来農法自体の改良を進めてきたところからは、より具体的な農法論のレベルで北海道農法の満州での適合性に疑問ないし批判がなされた。そしてそれらの要点は、在来農法は乾燥地帯の農法（ドライファーマーミング）としての合理性をもっており、その点で完全耕起と平畦耕作の北海道農法は乾燥に対する土壌水分保持や雨期の排水という点で不適合であるというものである。<sup>28)</sup>しかしこれには当初より松野伝が在来農法の長所を取り入れることを主張しており、具体的には春期の乾燥に対しては整地・播種・鎮圧を小区画毎にくり返し水分蒸散を防ぐこと、また雨期対策としては除草後培土して高畦へ切り替える方式などを提案していた。しかしこの論争は実際上の問題であったがゆえに、その正否もまた実際の実験農家による経営成果の如何にかかっていたのである。

その点ではまず昭和14年に耕作を開始した小田保太郎と三谷正太郎の両農家は、弥栄村、瑞穂村という内原イデオロギーに染った最古参団の中でかならずしも十分な待遇を受けなかったにもかかわらず、小田は牧草地を除いて6町2反（乳牛10頭）、三谷は20町をほぼ自家労力のみで耕作し得た。これは早くも北海道農法の適合性をめぐる論争に少なからぬ影響を与え、特に満拓公社はこの結果に自信を得る。そして続く昭和15年には開拓農業実験場で71戸の北海道農家が耕作を行い、表4のような成績を示した。これは多くの実験場が住宅建設を並行させながら得た結果であり、自然災害を受けた熊本と阿倫河を除いて概ね良好で、いずれも除草についてはほとんど雇傭に依存していない。中でも水曲柳実験場の場合は、住宅を「買収」によったこともあって耕作に専念でき、18戸の平均で9町6反、収量でも実験場中最もよく注目されたのであった。また北海道より持った馬鈴薯、水稻、とうもろこし等の品種も在来品種をはるかにしのぐ成績を示したのである。<sup>29)</sup>

28) こうした批判を最も体系的に展開したのは、財部十助「ブラウ農法について」『興農』2-9、1941である。また近藤康男氏も前掲書、200頁以下で南満に限定して、同様な指適を行なっている。

29) 以上の実験農場における経営実績については、指導農家を集めて行なわれた2回の開拓農業研究会記録、北満経済調査所編『北満と北海道農法』1941、『改良農法の実績報告』1942、及び安田次太郎、前掲稿に詳しい。

表4 開拓農業実験場, 昭和15年度経営実績

(単位: ㊦, 町, 円)

実験場名	入植戸数	耕作面積	収 入	1戸当耕作面積	1戸当収入	反当収入
弥 栄	1	8.2	1,335	8.2	1,355	18.3
熊 本	7	23.8	3,189	3.4	456	13.4
哈達河	11	60.8	13,266	5.5	1,206	21.8
樺 林	12	62.1	12,185	5.2	1,015	19.6
水曲柳	18	172.2	35,959	9.6	1,998	23.3
ハルビン	4	33.4	3,736	8.4	934	11.2
王 榮 剛	1	10.4	2,419	10.4	2,419	23.3
通 北	5	41.2	10,343	8.2	2,069	25.1
北学田	6	30.0	8,386	5.0	1,398	28.0
阿 倫 河	6	23.9	1,991	4.0	332	8.3
計	71	460.6	92,809	6.6	1,307	19.9

注: 1. 収入は自給部分も含めた植産収入見積額。

2. 安田泰次郎「北満開拓地農業経営の新動向」『帝国農会報』31巻4号(昭和16年4月)より。

こうして北海道農法は実験場に関する限り「満州開拓地適用の可能と必要をハッキリと裏付けする」<sup>30)</sup>ものとなった。しかしそれはあくまで熟練した北海道農家の成果であり、府県からの日本人農家が同様な耕作できるかどうかには、やはり疑問視する向きは多かったのである。<sup>31)</sup>その意味でこの年実験場以上に全満に衝撃を与えたのは、竜江省第7次北学田開拓団の営農であった。竜江省北学田は三江省などの当初の移民地よりかなり内陸に位置し、1月の平均気温(-)18.9度、最底気温(-)30.3度という酷寒の未墾地帯で、もちろん水田耕作は不可能である。この地に福島県人中心の北学田開拓団本体163戸が入植したのは昭和14年初め。この年は住宅建設を並行していたため108戸が共同で耕作し、満州馬30頭、満州牛37頭を使って在来農法によって一応400町歩の作付は終えた。しかし雑草繁茂激しく、雇傭労力を延3千人動員しても50町歩は放棄せざるを得なくなり、粗収益1万3千円に対し支払労賃が1万円という惨たんたる結果に終わった。そしてこの結果に団員皆消

30) 安田泰次郎, 前掲稿, 76頁。

31) 例えば, 本岡武「北満開拓と所謂北海道農法導入問題」『帝国農会報』30-12, 1940, 吉川忠雄「開拓地農法確立のために」『満州開拓年鑑』昭和17年版, 1942, 等。

沈している時、開拓農業実験場の北学田設置が決まり、松野伝、山田武彦等が訪れたことが契機となり、開拓団は15年度の耕作を全面的に北海道農法で行うことを決め、満拓公社の協力を請うことになる。こうして14年中にトラクターによる120町歩の秋耕はじめ、15年には急扱とりよせた日本馬88頭、北海道農具19組（プラオ、方形ハロー、作條器、除草ハロー、単畦カルチ、三畦カルチ、豆蒔器）に基づき、この年入植した6戸の実験農家の全面的指導によって550町歩の作付が行なわれた。この中には高畦を崩すだけの略式耕作も半分近く含まれたが、除草に関しては雇用にはほぼ依存せず、刈取りのみ延2千人（5千円）で終えることができた。しかも収量は前年はもちろん近隣開拓団より20%の増収で現金収入も約3万円が見込めるという成績を示したのである。<sup>32)</sup>

このことはプラオの使用については全くはじめての一般開拓団における成果であっただけに、その影響も大きかった。ことに開拓総局は実験場の成績と合わせて北海道農法の採用に確信をもち、翌16年よりその積極的普及を開始するのである。

#### IV. 北海道農法の組織的普及

##### 1. 「改良農法」の普及奨励施策

以上の結果として昭和16年1月に開拓総局によって示されたのが、「開拓民営農指導要領」<sup>33)</sup>である。その第1項では、「開拓民の農業経営は、家族労作主義に依る独立自営の組織を確立することを目的とし、雇傭労働に依存し、又は小作に付する事を厳に避くるものとす」と、「基本要綱」の理念から逸脱する経営形態が明文をもって忌避されている。そして第2、3項ではその裏付けとして「開拓民の農法は原則として畜力改良農具を使用する農法により」、「開拓民農業経営の形態は、有畜農業経営を原則とし」と、北海道

---

32) 以上の北学田における北海道農法の実験については、資料としては、満州拓殖公社【第7次北学田開拓団営農改善実績】1941、が最も詳しいが、概況は安田泰次郎前掲稿で十分わかる。また、それを満拓公社職員として現地で指導した須田政美氏による「辺境農業の記録」北海道農山漁村文化協会、1957には現場の状況が具体的に明らかにされている。なお、須田氏は戦後、根釧パイロットファームの中心プランナーとなることも付記する。

33) 【満州開拓年鑑】昭和16年版、1941、132頁。

農法の採用が明確にされている。もちろん現実はまだそうになっていないことから、それはあくまで「原則として」であったが、ともかくここに、かつての拓務省「営農標準案」に替わって、「基本要綱」に見合った営農指導方針が確立されたといつていいであろう。

こうしてこの年から北海道農法は「改良農法」の名称で全満の開拓団に普及が開始されたが、そのためにこの年からとられた施策は以下のようなものである。まず直接的施策として新設されたのが開拓農業実習農家（四戸組）と開拓農業長期伝習性の2つの制度である。前者は熱意ある農家4戸に1組の改良農具を補助し、既定の営農方針に基づく営農と簿記記帳をさせるもので、この年全満で71組が指定されている。また後者は各開拓団の中堅団員を北海道へ派遣し、4～11月間農家実習させるもので、この年は147名が十勝、網走等で実習を行なった。また類似の施策として、営農指導員を対象とした営農指導職員長期講習会があり、やはりこの年45名が北海道十勝拓殖実習場で4ヶ月間の訓練を受けている。<sup>34)</sup>

一方、一般指導体制としては、北海道から募集した熟練農家40名（満拓職員身分、馬耕指導員）を含めて、3～4名の指導員による営農指導班が22班組織され、開拓総局を本部に全満を東満、西満、中満の三大区に分けて開拓団の巡回指導体制が作られたのであった。更に農具については、北海道より昭和15、16の両年に38の農機具工場が移駐したことにより、<sup>35)</sup>年産1万9千組の生産見込みが立ち、満拓公社を介して初年度は4戸に1組、5ヶ年で全戸へ普及する計画が立てられている。またその過程で黒土地帯では土がプラオに粘着するという問題に対しても、北大の常松栄助教授考案の炭素焼鋼で一応の解決がはかられたのであった。<sup>36)</sup>

34) これら北海道農法の普及奨励に伴う施設については、松野伝『満州と北海道農法』に詳細が記されている。

35) これは折から北海道でも中小工業者転業問題が社会問題化していたことも条件となった。また昭和15年19、16年19の工場移駐の内、15年移駐の山田一族（帯広）8者は合同して、奉天に年産1万組の能力をもつ国際耕作工業株式会社を設立する。

36) 当初、北海道から輸入した農具には粗悪品が多く、方々で使われないまま、放置されているといった報告がある。一方それとは別に黒土地帯では土が揆土板に粘着し、問題となった。このため開拓総局は、昭和14年北大の常松栄を招聘して研究させ、17年より農具規格を制定している。常松栄『北方農機具解説』北方文化出版社、1943、所収「満州開拓と北海道農具」参照。

このように、昭和16年に開始された「改良農法」の普及奨励施策は、開拓総局の陣頭指揮の下かなり大掛りで徹底したものであったということができよう。そのためにそれは、すでに在来農法に馴染んだ古参開拓団や各省、県の旧来からの営農指導員との間で摩擦を起こすほどであった。このため翌17年には、①指導は熱意ある開拓団を先行させる。②営農指導班に県の指導員を含める、③営農指導は開拓総局ではなく満拓公社が中心となる、等の軌道修正がなされている。<sup>37)</sup>しかしこのことが決して「改良農法」の普及奨励を弱めるものでなかったことは、この年から始まる「満州開拓第二期五ヶ年計画要綱」において、「開拓地農法改善に付ては、既定方針に則り之が普及徹底の積極化に付特別の措置を講ずるものとす」<sup>38)</sup>とされていることから明らかである。こうしてこの17年にも前年に引き続き開拓農業実習農家（四戸組）70組指定、開拓農業長期伝習生107名派遣、北海道からの馬耕指導員の増員46名、営農指導職員長期講習会43名、開拓農業実験場の6ヶ所増設がなされる。そしてまた新たに改良農具7種を1組で購入する者に対する半額補助と、北海道拓殖実習場をまねた開拓農業伝習場（定員50名、プラオ耕と家畜飼養法の修得）の二ヶ所（ハルピン、向陽山）開設もなされたのであった。<sup>39)</sup>

## 2. 「改良農法」普及の程度

このように北海道農法の採用が決定されると同時に、きわめて徹底した形で「改良農法」の普及が満州で展開されたのはなぜだったのであろうか。やはり一つには今まで述べてきたように、既存の開拓団における営農問題の克服や増大する新たな開拓団の定着にとって農法の変革が不可欠なものだったからであろう。そこではある意味で北海道農法が、帝国主義的目的のゆえに顕在化しあ満州移民の矛盾を陰蔽する役割を求められたといえる。しかしそれと共にもう一つこの段階で重要なのは、昭和14年以降における日本国内の

37) 松野伝前掲『満州と北海道農法』72-3頁。

38) 喜多一雄前掲書。

39) 松野伝前掲『満州と北海道農法』参照。なお北海道農法の普及と係わって重要なのは、昭和15年より制度化された日本馬の移植である。これは関東軍による軍馬の一時的備蓄といった性格のものであった。軍事機密のため、もちろん統計はないが、永安屯開拓団史刊行会『満州永安屯開拓団史』あづま書房、1978、には当時の手記として「昭和十四年十五年永安屯へ移植日本馬が来る。一戸当り二頭半位、約七〇〇頭入ったが、二年位で半分位になってしまった」と記されている。116頁。

食糧需給の逼迫化によって、満州においても食糧増産が至上命令となっていたことである。特に昭和17年の「満州開拓第二期五ヶ年計画要綱」では食糧増産は最大重点の一つとなり、水田造成はじめ土地開発事業が用地整備の前面に押し出され、日本人開拓団以外の原住農民にも「改良農法」の普及が開始されたのである。<sup>40)</sup>その意味で満州における「改良農法」の普及に刈り立てたのは戦時生産力主義でもあった。しかもそれは科学者・技術者を大動員し、補助金と農事指導体制によって行政主導で展開されたという点で、きわめて近代的な構造政策の様相を呈していたとも考えられるのである。

こうして満州において「改良農法」がどの程度普及したかが問題となってくる。しかしこの点の検証はそれがすでに太平洋戦争突入後のことであるだけに資料的にも大変むずかしい。ただし、そこでも確認できるのは次の点、すなわち古参開拓団と新しい開拓団との間での普及進度の違いである。それは「改良農法」普及開始早々の昭和16年8月の調査（開拓研究所『開拓村における雇傭労働事情調査』昭和17年）に早くも端的な形で示されている。すなわちこの調査の対象地は、古参開拓団の多い三江省・吉林省と中期の多い東安省、そして大変新しい五福堂・北学田という入植時期の異なる三地帯となっていて、総論的には「現在は在来農法から改良農法への転換の過渡期であって農具の自然的条件への不適合性、数の不足、不揃、技術の未熟練、馬使役の未熟種々の困難はあるが次第に年と共に一定方向に落付き新農法に発展するであろうことは容易に推測される」（43頁）とされている。しかしその場合でも三江省・吉林省では「北海道式改良農法は此地方の自然的条件に合わないといって反動的態度を持する空気が村内の一部に存在し」（60頁）、営農指導班の改良農具使用講習会に参加していたのも2割程度にすぎなかった。これに対し東安省では、「洋式農器具に対する知識機能は極めて幼稚で中には初めて此農機具を見た」（104頁）という状態であるが、馬耕指導員、実験農家の指導は「概して良好にして」（104頁）「漸次利用増加の傾向」（103頁）とある。そして五福堂、北学田となると「五福堂開拓団に於ては畜力農具利用の増加傾向顕著である。」「北学田開拓団に於ては畜力利用は益々増加

40) 近藤康男、前掲書、84頁以下。前掲『満州開拓年鑑』昭和17年度版、42頁以下。前掲『日本帝国主義下の満州移民』84頁以下等を参照。

満州開拓と北海道農法

の傾向にある」(119頁)「10町歩耕作の可能性が見えている」(120頁)とされているのである。

このように入植時期の差がくっきりとした「改良農法」受け入れの差となっている点は、満拓公社調査のプラオ耕普及率(表5)からも確認できる。すなわち全満のトータルでは16年の21%から17年の54%へととなっているが、これも地域的に見るとやはり入植が古く耕地面積も大きい三江省では8%→22%、反対に昭和16年以降に入植のはじまった興亜東省、黒河省、錦州省で

表5 「改良農法」による農耕実施率(満拓公社調査)

(単位: ha.%)

省 名	昭 和 16 年			昭 和 17 年		
	総作付面積	「改良農法」実施	比 率	総作付面積	「改良農法」実施	比 率
浜 江	15,809	5,850	37.0	17,679	12,319	69.7
牡 丹 江	6,346	2,507	39.5	8,412	4,745	56.4
三 江	42,195	3,212	7.6	35,014	7,684	21.9
東 安	19,687	3,022	15.4	23,118	10,833	46.9
北 安	16,557	4,195	25.3	21,247	13,547	63.8
竜 江	6,628	4,308	65.0	16,222	12,752	78.6
興 安 東	977	44	4.5	2,656	2,656	100.0
奉 天	3,026	602	19.9	4,196	2,771	66.0
吉 林	12,751	2,523	19.8	16,763	10,147	60.5
間 島	1,260	358	28.4	2,248	1,379	61.3
黒 河	215	—	0	390	349	89.5
錦 州	—	—	0	1,390	1,225	88.1
計	125,450	26,621	21.2	149,332	80,416	53.9

注: 松野伝「満州と北海道農法」北海道農会, 昭和18年。

表6 開拓団1戸当り耕作面積の推移

(単位: 町)

移 民 団 名	昭和13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
第6次 五福堂新湯村	3.5	5.5	<b>3.9</b>	4.4	5.5	<b>7.0</b>	7.0	4.4
第6次 静 岡 村	0.7	1.2	<b>3.0</b>	5.0	7.0	<b>10.0</b>	10.0	10.0
第7次 大日向村	0.2	2.0	<b>2.5</b>	3.0	4.0	<b>6.0</b>	6.0	6.0
第8次 興隆川開拓団	—	—	—	—	—	<b>5.2</b>	5.5	6.0

注: 1. 小林英夫「満州農業移民の営農実態」(満州移民史研究会「日本帝国主義下の満州移民」龍溪書舎, 1976, 所収)より。

2. 原典は, 満州開拓史刊行会編「満州開拓史」1966。

は90～100%というのを両極端として、残りは60%前後となっている。もちろんこの数字がどれほどの内実を示すものであるかは検討を要する問題である。しかし、表6で見ても、「改良農法」普及前の昭和15年と昭和18年の間では、いずれの開拓団も1戸当り耕作面積が3～5町歩増加している点を見ても、「改良農法」の普及奨励が入植の新しい開拓団についてはかなりの効果を与えたと考えて大きな間違いはないであろう。もちろんそのことが同時に開拓民の営農問題や小作関係、原住農民に対する特権の関係の解消を意味したかどうかは全く別問題である。しかし、北学田の例が示すように、それが満州移民の最終版における移民定着の条件を拡大するものだったことは事実の問題として確認されるだろう。

## V. おわりに

満州農業移民が関東軍のイニシアチブの下、カイライ政権である「満州国」の国防と治安のために企画されたものであることはすでに多くの指摘がある。そしてそうであるがゆえに、大量移民の国策化と日中戦争の勃発によって、それが「満州国」の治安をむしろ動揺させるものへ転化しそうになったとき、それは修正を施されねばならなかった。昭和14年12月の「満州開拓政策基本要綱」の策定による「道義性」と「民族協和」を前面に押し出した開拓政策への衣替えがそれであるが、そのためにはいくつかの問題があった。日本人移民のための用地確保の方法はその中心をなすものであるが、もう一つ懸案として存在していたのが移民農家の営農問題である。「基本要綱」が言うように、日本人移民が満州開拓と「民族協和の中核的分子」となるためには、否それ以前に定着し営農を継続すること自体が在来農法に替わる新農法を必要としていたのである。

こうして北海道農法は満州へ導入されることになった。しかし、それが決してそれまでの単なる延長ではなかったことは、昭和15年の日滿農政研究会における論戦からも明らかであった。北海道農法は、それまでのイデオロギー先行の移民政策にかなり大きなインパクトを与え、それが明確に採用され普及が開始された昭和16年以降の政策には、科学と技術の動員といった近代的性格を付与するものとなったのである。そしてこのことは当然、移民を送り出す側の日本農政の性格とも無関係ではないはずである。第1次近衛内閣の

有馬農相による日滿農政一体化の提唱以降、満州移民はいわゆる適正規模論として発展せられ、「分村計画」から更に皇国農村建設運動となってゆくが、これが満州における政策変化と関連してどのような性格をもつものであったかの解明は、本稿の次の課題である。

そしてこれらの背景として忘れてならないのは、戦時食糧政策の展開である。重化学工業についていうならば、すでに第一次産業開発五ヶ年計画（昭和11年）より明瞭であった近代化論的性格が、「基本要綱」と共に運巻きながらも農業に及んでくるのは、日中戦争によって食糧確保が統制経済政策の重要な部分を占めることになったからである。そして日本本国の食糧需給の逼迫と共に、昭和17年からの満州開拓第二期五ヶ年計画は食糧増産を最重要課題の一つとした。それは従来の未利用地開発主義＝熟地不買の原則を再び揺るがすと共に、<sup>41)</sup>他方では原住農民の間にも実験村を中核に自興村運動を通じて「改良農法」の普及がはかられてゆくのである。<sup>42)</sup>

そうした中で、日本人開拓民への北海道農法の普及は、新しい開拓団を中心に短期間にかかなりの普及を示していたのは満州移民の最終版における重要な事実である。というのも、それが従来の営農問題を一定程度打開し、太平洋戦争下においても移民が強行される条件を形作るものだったと考えられるからである。<sup>43)</sup>しかしそれは開拓地ゆえに可能だったことも忘れてはならな

41) 前掲『日本帝国主義下の満州移民』87頁。

42) とりあえず、細野重雄「農法改善実験村に就て」【興農】3-4, 1942, 4, 及び「満州営農改善指導要領解説」【興農】3-5, 1942, 5, を参照。ただしそれらの検討は今後の課題としたい。

43) たとえば「当初は冬が長くて春秋が極めて短い満州の気候に合わせて満州農法を行っていたが、昭和十六年より北海道式改良農法に変更した。ブラウ、ハロー、カルチベーターなどを使用した能率のよい農法は、飛躍的な発展をもたらした」【写真集、長野県満州開拓誌（上）】郷土出版社、1981、87頁といった記述を見つけ出すことは、そんなにむづかしくない。しかし、前掲『日本帝国主義下の満州移民』第5章で小林英夫氏が、「満州農業移民の富農化・地主化状況」【駒沢大学経済学論集】28-3, 1976, 「満州移民の農業経営状況」【同】9-1, 1977の2つの論文で浅田喬二氏が、共に満州への北海道農法導入の試みは全く失敗したと断定されておられる。しかし両氏の場合は論証の前に結論があるような印象はぬぐい切れず、資料の使い方にもかなりの疑問がある。一方、清川雪彦「満州移民の両義性と市場圏外労働移動の意義」【一橋論叢】87-5, 1982は、農法が変革されても地主化は必然的とされているが、この点への私見は控える。

い。なぜなら開拓地では、本来の農業に特徴的な歴史性、社会性が希薄な結果として、行政主導の構造政策を容易に受け入れるものだからである。その意味で高々6、7年間に在来農法に馴染んだにすぎない古参開拓団で北海道農法の行政的奨励が摩擦を起した点がむしろ注目されよう。そしてそれが更に原住農民となれば、昭和17年公農司が合作社を通じて全満に散播した4万台の除草機について、「初年度既に相当の好成績を示せる地方（主として中満地方）あるも、概して各地共不評であり、其普及に一頓坐を示した観がある」<sup>44)</sup>という状態だったのである。<sup>45)</sup>

満州農業移民は昭和20年8月9日のソ連参戦と共に壮絶・凄惨な引き揚げによって幕を閉じるが、それによって開拓民に定着していた北海道農法も基本的には満州から消え去った。<sup>46)</sup>北海道農法が原住農民を通じて新生中国へ引きつがれなかったのは、満州農業移民の基本的性格のゆえか、それとも北海道農法の普及が極めて限られた期間にすぎなかったためか、その結論は日本人開拓民と共に原住農民に対してなされた施策をより詳しく検討した上でなされるべきだろう。

〈付記〉本稿作成にあたっては、須田政美氏、木村直雄氏、大塚了氏、大塚耕輔氏に体験に基づく貴重なお話をいただいた。特に須田政美氏には資料的にも大変お世話になった。また浜松市の清川紘二氏には調査へのご協力はじめ重要なお教示を多くいただいた。本来であれば、もっと早くまとめるべきところが課題の難しさと筆者の能力により、今日まで遅延してしまったことを深くお詫びすると共に、心からの謝意を表したい。

44) 日満農政研究会新京事務局『満州農村に於ける技術渗透実績の研究』1943、9頁。ただし、水稻品種については、陸羽132号、農林1号がすでに支配的品種となっている。

45) この点戦後の近代化農政がやはり、北海道はじめて開発の余地を残したところにしか「優等生」を作れなかったことを考え合わせて見るべきである。

46) もちろん水稻品種等については、陸羽132号、農林1号が新生中国に引きつがれたことは事実である。ただし農法体系としての北海道農法については、近年かつての入植地へ再訪された大塚耕輔氏のお話しくからも、引き継がれなかったと結論できるように思う。しかし、また他方で本国へ引き揚げた開拓民の少なからずは再び戦後緊急開拓へ向ってゆくが、そこではかつての北海道農法が少なからぬ役割を果たしている。更に、戦後開拓行政の担当者は多くが満州帰りであり、その意味でも戦後開拓の展開は、満州開拓との関連をめぐには語れないといえよう。